

第 710 回

東京都青少年健全育成審議会

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和元年 8 月 5 日（月）

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日でございますけれども、報道関係者はおりません。また、傍聴人は 2 名となっております。

それでは、傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

まず、現在ご出席いただいております委員の方でございます。16 名でございます。条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことを、ご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは、会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○会長 では、ただいまから第 710 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行います。

議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について説明をいたします。

次第と書かれております資料の表紙をおめくりいただきまして、1 ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の 7 月 8 日から 8 月 4 日までに実施をいたしました、本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 2 誌を指定図書類とすることを決定いたしました。7 月 11 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、7 月 12 日に告示をいたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ「ファミリー e ルール講座」を 96 回開催いたしました。

立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明をさせていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、7 月 31 日に出版業界自主規制団体との打合会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は、自主規制団体からの聞き取り結果としてまとめてございまして、調査審議事項の資料に添付をさせていただきます。

また、2ページから3ページには過去1年間の不健全図書類の指定実績。また、4ページには、過去1年間の優良映画の推奨実績を掲載をしております。

不健全図書につきましては、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対して勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象者は今月もございません。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらは、都が委嘱をしております、東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の7月分の状況でございます。令和元年7月までに委嘱しております協力員は834名でございます。7月の活動者数は47名、調査店舗数は224店舗でございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類の「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類の「表示図書類」、コンビニなどで販売されている青い半透明のシールでとめることで、青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類でございます。この、3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

まず、不健全図書として指定した図書類を販売している店舗、こちらについてはございませんでした。

次に、表示図書類につきましては、1店舗で包装が適切になされておらず、2店舗で区分陳列が適切にされておりました。

類似図書類につきましては、問題のある店舗はございませんでした。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示、こちらがなかった店舗が2店舗ございました。

次に、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査状況でございますが、今月はこちらについてはございませんでした。

6ページをご覧いただきたいと存じます。

都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載しております。1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が7店舗ございました。表示図書類につきましては、不適切に販売されている店舗はございませんでした。類似図書類につきましては、1店舗で区分陳列が適切にされておりました。

2番目の表でございます。映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取り扱い不適切が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、漫画喫茶等への実態調査では、ネットカフェにおいて、フィルタリングが導入されていない店舗が2店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題がありました店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導をしてございます。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらは雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております、届け出の施行状況でございます。図書などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め、届け出をすることとなっております。

こちらにつきましては、先月報告いたしました立入調査におきまして、設置届なしが3台、それから、廃止届なしが5台ございました。そのうち、今月につきましては、②の届け出受理状況にございますように、廃止届が出ていなかった5台のうち4台について受理をしてございます。その結果としまして、設置台数として前月比マイナス4、35台となっております。残りの届け出がなされていないものにつきましては、業者等に指導を行っているところでございます。

続きまして、③の自動販売機立入調査でございます。立入調査につきましては4台の調査をいたしましたが、機械の故障のため、4台とも確認ができないという状況でございました。

事務の施行経過につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問等何かございますか。

ないようでしたら、ちょっと念のため、私から、自動販売機の最後のご説明があった点について、2点だけ確認させてください。

前回、東京都で立入調査をした結果、届出が正式に出ていない廃止・設置について、今回は正式に届出が提出されたものについてのみ、ひとまず数字としては反映させたということで、よろしいですか。

○若年支援課長 はい。そのとおりです。

○会長 今後は引き続き指導していただけるということですね。

それから、もう一点だけ、立入調査③のところですが、立入調査の結果、機械の故障等のために確認できなかったというお話がありましたけれど、これは、今後については、引き続き

確認なり指導なりされると考えてよろしいでしょうか。

○若年支援課長 はい。しかるべき時期に再調査をする予定としてございます。

○会長 私からは以上ですが、ほかの方で何かございますか。よろしいでしょうか。

○早坂委員 はい。5ページの協力員の皆様の環境浄化活動についてのご報告がありました。そのうち、一番上のところにある表示図書類の中で、包装していなかったのが1カ所、区分陳列をしていなかったところが2カ所あって、ご説明ではその場で是正のご指導をなされたというふうに聞き取ったと思うんですが、それで、もう直ったということですか。

○若年支援課長 はい。申しわけございません。5ページにございます協力員の活動報告でございますけれども、こちらについては、報告を受けたのみでございまして、では、その分についてどうするのかということですが、今後、都職員による立入調査を実施いたしまして、その際にも直っていない場合には、指導・是正について指導するということと対応したいと考えてございます。

○早坂委員 なるほど。5ページは、ただこういう結果だったと。私が聞き間違えたのは次のページかな。

○若年支援課長 申しわけございません。

○早坂委員 7ページのところは、そうだったと。

○若年支援課長 そうです。6ページにございます、東京都の職員によります立入調査につきましては、このような形で不適切なものがございましたけれども、その場で是正措置を含めて指導したということでございます。

○早坂委員 なるほど。では、5ページの状況が来月以降、6ページに来月か再来月かわかりませんが反映されてくるということ。

○若年支援課長 はい。そのとおりでございます。

○早坂委員 はい。わかりました。

○会長 毎月ご説明を伺っている事務の施行経過ですが、この件で何かほかにごございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定と、それから優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人 退席)

○会長 それでは再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 お手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料にそってご説明をいたします。

本日、計1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。調査・審議事項と記載されております資料の1ページをご覧いただければと存じます。諮問第1129号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和元年6月26日から令和元年7月24日までの間に、都内のコンビニ書店等で青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計127誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

図書名でございます。「equal collection (イコール コレクション) お兄ちゃんは女装がお好き!？」、令和元年8月1日付で株式会社笠倉出版社より発行されております。過去1年間の指定はございません。該当箇所につきましては、全編大部分でございます。該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。購入場所は書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、7月31日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページに取りまとめてございます。

当日は17名の方にご出席をいただきました。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が12名でございます。主な内容でございますが、「全体的に明るい展開で、王道的な内容であり不快感はない。しかし、性器の修整が甘く、全編通して男性器だらけの印象はいなめない。また、義弟とはいえ近親相姦を連想させる。スマホを使用しての性行為の強要もあり、18歳未満に見せることは、そのような行為を助長するおそれがあり、慎重になるべきである。指定該当」などございます。

「指定非該当」の意見の方は5名ございました。主な内容でございますが、「性器に修整

は加えられているが、形状がわかる箇所が見受けられる。一部器具を使用した描写があり、結合部、擬音、体液描写もやや多い印象。しかし、暴力的・強制的と受け取れる箇所は見受けられず、全編を通して陰湿な描かれ方もしておらず、設定も非現実的である。人格否定に当たる箇所も見受けられない。指定非該当」などございました。なお、保留の方はおられませんでした。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問はございますか。

では、特にないようですので、調査に入っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(図書審査)

○会長 それでは、図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。

E委員、よろしくお願いいたします。

○E委員 暴力的な激しいものではなく、また、絵柄も大変きれいだと思っております。女性が書いた漫画なのかと思っておりますけれども、内容が近親相姦だったり、一部器具の使用があったり、また、今はやりのスマホでその映像を撮って、それをおどしの材料に使うとか、拘束とかもありますので、指定該当でお願いいたします。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。

次は、小澤委員。

○小澤委員 指定該当でお願いします。

やはり、気になったのが、おどして性行為を強要するということとか、先ほどもありましたが、スマホで撮ったもので脅迫するというようなところがありますので、指定該当に値するかと考えております。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。

次に、森山委員。

○森山委員 絵の修整が少し甘いところがあり、卑わい感が強い感じがしますので、区分陳列

すべきものだと思います。指定該当で願います。

○会長 では、I 委員。

○I 委員 指定該当だと思います。

○会長 次は、B 委員。

○B 委員 私も、近親相姦があり、性描写も多くて卑わい感を感じます。この、笠倉出版社というのは初めてですよね。それで、形態が同じで最後まで兄弟二人で、ちょっと珍しい感じでしたけれども、やはりこれは、青少年にはふさわしくありません。指定で願います。

○会長 はい、ありがとうございます。

その次、H 委員。

○H 委員 私も、指定やむなしだと思います。一応、性器の修整をする努力は見られますけれども、やはり形状がわかるというのが、どうしてもこういうふうな中でストーリーもさることながら、絵がやはり卑わい感をもたせているということで、指定やむなしで願います。

○会長 はい、ありがとうございます。

その次、G 委員。

○G 委員 区分陳列をお願いしたいと思います。

○会長 では、次、西尾委員お願いします。

○西尾委員 指定該当で願います。性器の形状がはっきりわかる上に、性描写も多くて卑わい感が強いと思います。

○会長 では、次にA 委員。

○A 委員 ご覧になった方はわかると思うんですが、女性がお書きになっているコミックで、コミックとして描き方は非常に上手なんですけれども、女装趣味の兄にドSな義弟が迫って行って、スマホで女装の姿を撮って、それをばらされたくなかったらしゃぶれとかいうシーン。これが露骨に出てきて、こういう形で、脅迫、人格否定とまで言えるかどうかは議論の余地がありますが、強要して人格に迫るような表現、しかもスマホを使った表現というのはまずいんじゃないかと思います。それから、付箋がたくさんついているんですけど、その中でそれほどのところはないのではないかと、というようなところが、正直言ってあるんです。ただやはり、男同士の性描写が非常に露骨で、性器そのものが余り書かれていないと言いながら、性器の裏側が描かれたりして、逆に卑わい感をあおるようなところがあります。それで、「打合せ会」でも半分以上の方が、これは区分陳列該当とおっしゃっているのです、私もこ

れは区分陳列でお願いしたいと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。

次に、F委員。

○F委員 私も指定やむなしでお願いいたします。

まず、スマホを使って撮影して、それを脅迫のネタにするという、今、性的なものではなくても、そういうことが問題になっております。後は、修整が甘くて形状がわかるということが、卑わい感を誘いますので、指定やむなしでお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございます。

次に、D委員。

○D委員 私も、修整はされているんですけども、少し修整が甘くて、非常に形状がわかる形で全編通して出てくるというところで、これは指定該当と考えております。

以上です。

○会長 次に、山本委員。

○山本委員 私も、指定該当と考えます。性器の消し方が甘いのと、体液の描写も多い。あと、強制的な性交の場面など、全体的に卑わい感が強い。そして、皆さんもおっしゃっておられますように、性的画像の撮影をもとに強要につながっているということからも、問題が多いと考えています。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。

次に、内田委員。

○内田委員 指定該当でお願いいたします。性器の修整が甘いということと、SNSトラブルにつながりかねないということで、指定該当だと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。

次に、C委員。

○C委員 よく読みますと、義理の弟と分かりますが、兄弟を描いていて、近親相姦を連想させるというところと、男性器の消し方が非常に甘いというところで、指定該当でお願いいたします。

○会長 では、最後に会長代理。

○会長代理 指定該当でお願いします。性器の消し方が甘いということと、それから、スマホ

を使っての性行為の強要が問題があると思います。

○会長 ありがとうございます。

それでは、最後に私も、全体に絵がきれいですが、特に後半の修整はされているけれども、かえって卑わい感が増すような修整の仕方という感じも受けました。そのほか、お話がありましたスマホの画像を使っての強要の問題等ございますので、区分陳列でお願いしたいと思います。

では、これで皆様のご意見を伺いましたので、この1誌につきまして、指定ということで答申をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、それで答申をさせていただきます。

○若年支援課長 2点ほど補足させていただいてよろしいでしょうか。

まず、この出版社ですけれども、近年は指定がないのですが、平成23年に指定になってまして、随分前になっているんですが、今回が初めてではないということでございます。次に、付箋の貼ってある箇所について、お話がございましたけれども、基本的に付箋が貼ってあるから問題だとか、ないから問題がないというものではなく、あくまで目安として貼らせていただいております。どういう目安かという、性交、性交類似行為の場面で下半身が描かれているページに貼らせていただいております。あとは、器具を使用している場面、あからさまな性器描写がある箇所にも貼ってございます。性交場面などで、そこまでではないのではないかというところにも貼らせてはいただいておりますが、ご覧いただく場所の目安でございますので、そこを見て基準に照らしてどうなのか、というご判断をいただければというものでございます。

○会長 事務局から補足説明がございましたが、何かその件で、ご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、議事を進めさせていただきます。優良映画の推奨につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 優良映画の推奨について、ご説明いたします。

資料の11ページでございますけれども、優良映画等の推奨に関する条例等を記載してございます。それぞれの映画が、条例施行規則1号から6号のいずれかに該当するものであると

推奨するという事になってございます。

資料の 12 ページをご覧くださいと存じます。諮問第 1128 号でございます。今回は 2 作品の諮問でございます。

1 作品目でございますが、作品名が『初恋ロスタイム』、製作者は「『初恋ロスタイム』製作委員会」、令和元年 9 月 20 日から、新宿バルト 9 ほかでの公開を予定してございます。

2 作品目でございます。作品名が『パリに見出されたピアニスト』製作者名は記載のとおりでございます。令和元年 9 月 27 日からヒューマントラストシネマ有楽町ほかでの公開を予定してございます。

1 作品目の申請内容でございますが、14 ページをご覧くださいと存じます。

14 ページ上段、申請内容でございますけれども、対象区分として中学生以上、推奨にふさわしい理由につきましては、記載のとおり。また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としましては、第 3 号「青少年の人を慈しみ、大切に育てるものであること」及び第 6 号「前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するものであること」という申請内容となっております。

15 ページをご覧くださいと存じます。

事務局といたしましては、条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、15 ページ下段でございますとおり、該当項目は第 3 号及び第 6 号、対象は中学生以上とさせていただきます。

続きまして、2 作品目でございます。申請内容につきましては、17 ページをご覧くださいと存じます。

上段でございますとおり、対象区分といたしましては高校生、推奨にふさわしい理由は記載のとおり、また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としましては、第 4 号「青少年の美しいものに対する感性をみがき、育てるものであること」という申請内容になってございます。

18 ページをご覧くださいと存じます。

事務局といたしましては、条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、18 ページ下段でございますとおり、該当項目は第 4 号、対象は高校生とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問はございますでしょうか。

DVDでご覧いただいた方もいらっしゃいますが、お暑い中を試写会まで足を運んでいただきまして、皆様方ありがとうございます。

それでは、青少年に優良な映画として推奨に賛成なのか、反対なのか、また、対象区分についても、どうお考えになられるのか、2作品につきまして評価をそれぞれご説明いただきたいと思います。2作品続けてよろしく願いいたします。

E委員、よろしく申し上げます。

○E委員 最初の『初恋ロスタイム』ですが、「ソロモンの偽証」に出ていた子で、ちょっと興味関心があったんですけど、初め、2組のカップルが出てくるでしょう。この男の子が青年医師になって、時音と言う女の子が青年医師の奥さんに将来的になるのかなと、そういうふうなイメージで観ていたんですけど、そうじゃなくて、現存の二つのカップルだということがわかって、なかなかちょっと難しいなと思ったんですけども、内容は良い映画でしたので、これは中学生以上に推奨でいいんじゃないかなと私は思いました。

もう一つの『パリに見出されたピアニスト』も、クラシック音楽がずっと流れていて、とてもいい映画だと思いましたけれども、恋人と抱き合うシーンがあって、そこだけがちょっと私は気になりました。そこがなければ完璧な推奨映画じゃないかなと思ったんですけど、高校生ぐらいだったらあれぐらいはパワーッとしたイメージなので許せるのかなと思いますので、音楽が好きな人にとってはとてもいい映画だと思ったので両方とも推奨でお願いします。

○会長 では次に、小澤委員。

○小澤委員 すみません。『初恋ロスタイム』のほうは視聴することができませんでした。

『パリに見出されたピアニスト』ですけれども、こちらとしては該当項目、青少年の美しいものに対する感性をみがき育てるもの、には該当するかと思っておりますので、推奨しております。先ほども同じように私もちょっとひっかかったところがあったんですけども、与えられたアパートにいったところが、何か練習をする前に女の子が入っていくみたいな、練習するために与えられた環境にいったということをちゃんと出せばよかったと思うんですけど、女の子がその部屋に入っていくということが強調されちゃったかな、あそこは本当にちょっと残念だったなとは思っているんですけども、でも全体的にきれいなパリの様子とかも見ることができたので、高校生に推奨でよいと思います。

以上です。

○会長 では次に、森山委員。

○森山委員 すみません。2作ともちょっと観ることができませんでした。

○会長 はい。わかりました。

では次に、I委員。

○I委員 私は2作品とも推奨に賛成です。まず、『初恋ロスタイム』につきましては、事務局案どおりでいいかと思います。もう一つの『パリに見出されたピアニスト』についても、対象区分は事務局どおりの高校生以上でよろしいかと思います。両作品ともに、すごく楽しく観られる映画で、子供たちが観ていても楽しい映画になるのではないかなと思いましたので、推奨に賛成です。

○会長 ありがとうございます。

その次、B委員。

○B委員 すみません。『初恋ロスタイム』のほうは、ちょっと観られませんでした。申しわけございません。『パリに見出されたピアニスト』ですけれども、最初は本当に、裕福とは言えない格好をした青年がなぜクラシックを弾いているのかなとわからなかったんですけど、だんだん背景がわかってきて、ラブストーリーにだんだん引き込まれていきました。仲間たちとのこととか、青年マチューの才能に強く引かれた音楽学校のディレクターと、そのピアノの先生たちの戦いが始まるシーンからは夢中になってしまいました。最後にはすばらしい曲を聴くことができたので、大感動をいたしました。該当項目は4の青年の音楽への情熱が実ったということで、青少年の美しいものに対する感性をみがき、育てるものということだと思います。対象は、やはりちょっとエッチなところがあったんですけども、高校生の対象ならばいいんじゃないかなと思います。

○会長 はい、ありがとうございました。

次に、H委員。

○H委員 『初恋ロスタイム』のほうは、意外に設定というか、しかけがおもしろいストーリーだったなと思いました。二人の主人公といいますか、10代、15歳と18歳みたいですけれども、演技力はいまいちだなと思いましたけれど、そういうストーリー、話のおもしろさという意味で、事務局案どおり推奨でいいかなと思いました。

もう一つの『パリに見出されたピアニスト』、これも青少年というか、むしろ大人の恋愛映

画といってもいいのかなというくらいの話ですけれども、ストーリーはよくできていると思いましたし、音楽の美しさという意味でも高校生以上の青少年に推奨でいいと思います。

以上です。

○会長 では、G委員。

○G委員 両作品とも楽しく拝見をいたしました。ただ、最初の『初恋ロスタイム』に関しては、おもしろい映画かということと、東京都の名前で推奨するかということは、私は違うのではないかなと考えました。

それはなぜかというと、現実の話じゃないと推奨してはいけないのかということではないのですが、少女漫画といいますか、何とかノベルといいますか、おもしろい話だけれど、東京都の名前で推奨する作品ではないと、私は感じました。

2作品目の『パリに見出されたピアニスト』は、大人向けの映画であります。高校生にもぜひ見ていただきたいというふうに思いました。本題ではないところなんです。音楽学校の先生が若い青年に対して愛情を注いでいて、すごくいいところにいったときに奥さんが冷や水をかけたところが、私は大変心に残りました。我が家がそうだということではありませんけれども、そうだよなということがありましたので、私、この審議会に入った中での幾つかの大事な映画の一つになりました。

以上です。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

次、西尾委員。

○西尾委員 『初恋ロスタイム』は、ファンタジーを通じて相手を思いやる心ですとか、諦めない気持ちが描かれておいて、いいと思いました。ストーリーも最後重い結末なのかなと思わせておいて、爽やかに終わってハッピーエンドだったので、その点もよかったと思います。中学生以上の区分で推奨をお願いします。

それから、もう一つの『パリに見出されたピアニスト』は、芸術には人生を変えていく力があるということを改めて教えてくれるような作品だなと思いました。子弟の出会いのすばらしさも描かれているので、これも推奨をお願いします。確かに、男女の絡みが気になったんですけど、高校生以上だったら許容範囲だと思います。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。

次に、A委員。

○A委員 私は両作品ともここに書いてありますように、『初恋ロスタイム』は、中学生以上で3号・6号、『パリに見出されたピアニスト』は、高校生以上で4号、美しいものに対する感性をみがき育てるところでの推奨は、別に問題ないんですけども、それほど感動的かと言われた場合に、やはり両方とも作品としては「あれ」というところが幾つもございましたので、それほど感動して見たわけではないんです、正直言って。『パリに見出されたピアニスト』は、先ほどG委員がおっしゃったような意味での非常に通俗的なものと、理想的なもの、それに音楽というのが何となくアンバランスな感じがしました。やはりストーリーというよりは、全体を見てこれに対して自分の心の中に残る何かがあればいいんじゃないかということで、そういう意味ではよかったのではないかと思います。

それから、『初恋ロスタイム』のほうは、何というかな、時間とか空間をとめて、自分がその中で自分を考え直すとか、要するに時空の謎というのか、非現実の世界といえばそれっ切りですが、時空の謎をめぐる思いが、ワーンと膨らんで、こういう瞬間というのがなかなか意味深いと感じられる、中学校時代に受けとめ、感じられることもいいのではないかというふうに思いました。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。

次に、F委員。

○F委員 私は、『初恋ロスタイム』のほうは、本当に迷いました。正直言ってこれは推奨なのかなと思いながら観ておりました。やはりホワンとした感じで、この辺の夢をもつのもいいのかな。ロスタイムというのが余りぴんとなかったものですから、東京都の推奨なのかなと思いながら観ておりました。結論としては、こういうメルヘンチックなもので夢をもたせるのもいいのかなと、もろ手を挙げてではないのですが、どちらかといえば、そちらに少し寄ったということです。ただ少し、推奨じゃなくてもいいのではないかなという気持ちがないと言えようそになります。

もう一つの『パリに見出されたピアニスト』のほうは、音楽好きにはたまりませんね。いろいろな作曲家が出てきて、その曲が見事に、中に入魂しながらやっていくというのは、やはりちょっと身震いしました。

今、A委員がおっしゃったように、それが筋立てとして全部一緒になっているかなという

と、それはまた違うような気もするんですが、音楽映画として観ればよいかなということですので、高校生対象で、推奨でお願いします。

○会長 はい。『初恋ロスタイム』のほうは中学生対象ですか。

○F委員 『初恋ロスタイム』のほうは、中学生ですね。ホワンという感じで、です。

○会長 では、次にD委員。

○D委員 『初恋ロスタイム』のほうは、私も非常に迷いまして、これは果たして東京都が推奨する必要というか、本当に大きなポイントってどこなんだろうというのを探しながら観たんですけれども、ちょっと自分にもそれが余り認めづらかったというところがあります。人を大切にする心というのは、相手が異性かどうかであったり、相手が病気を患っているかどうかだったり、というところは余り関係がないと私は思っておりまして、すごく多分本当にメルヘンのお話ですてきなお話なんですけれども、東京都の推奨となると、いろいろなことがこれまで審議会でも問題になったことがあると思うんですけれども、例えば、じゃあ、自転車を二人乗りしているところが表紙にあたりとか、あれって捕まると思うんですけれども、違法なところも入っている中で、今までこういうところも問題になったなと考えると、自分もちょっとプラス票は遠慮させていただきたいと思っております。

もう一つの『パリに見出されたピアニスト』ですけれども、こちらはむしろ逆で、該当項目2・3・5も全て項目に入るのではないかと自分は思ってしまっただんですが、「ラフマニノフ」という曲が出てきますけれども、あれって全編本当に通してやったら、2番て多分四十数分間の時間がかかってしまうぐらいの演奏で、それを2分間に絞っているんで、大変映画としては無理がある編集になってしまうのはしょうがないんですけれども、ただ、普通の今お子さんたちも、やはり小学生・中学生から音楽を耳にすることが非常に少なく、いわゆる作品とかも知らない中で、この映画を観ることで、いろいろな作品に触れられるというところがすばらしいなと思えました。対象区分を高校生からとした理由が、もし性描写のところ、性描写にもいかないと思うんですけれども、愛を交換しているという場所があって、あそこが問題になって高校生からになったのであれば、例えば、シーンを少しカットするなどということがもし可能なかどうかというのを、ちょっと伺いたかったところではあるんですけれども、もし、そういう措置が可能であれば自分は中学生からでもいいかなと思ったぐらい、これはぜひ推奨していただきたいなというふうに考えたところでありました。

以上です。

○会長 可能であれば中学生からでも推奨したいというところですね。シーンカットの可能性は後で事務局からご説明いただくことにして、先に進めたいと思います。

次に、山本委員。

○山本委員 私は、両作品とも推奨相当と考えます。まず、『初恋ロスタイム』ですけれども、頑張ったって無駄なんだという考えをもった青年が、一人の少女との出会いを通じて最後まで諦めずに挑戦し続ける姿勢をもつことの大切さといったところを、この登場人物らの初々しい親近感を与える、そういうような設定で自分と重ねて考えることができるような、そういうような映画じゃないかなと思っておりますので、推奨相当だと考えます。対象区分も事務局案のとおり中学生以上が相当と思います。該当項目も事務局案どおりと考えます。

次に『パリに見出されたピアニスト』ですけれども、これも同じように夢をもたずに生きていた、そういった青年を、二人の大人のかける夢を通じて成長していくという設定になっていて、そして皆さんおっしゃられるとおり、少し体を重ねる場面もあるということで、ちょっとやはり中学生には刺激が強いかなと思いますので、対象区分については事務局案どおり高校生以上とするのがよろしいと思います。該当項目も事務局案どおりと考えます。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。

次に、内田委員。

○内田委員 2作品ともにちょっと迷った部分がございます。『初恋ロスタイム』のほうにつきましては、青年が浪人して医学部を目指していたんだけど、最初諦めている。けれども、彼女との出会いでやっぱり医師になっていくんだというふうに、実際のお医者さんと浪人生の彼をやはりオーバーラップして考えたんですけれども、途中でそうじゃないと気づかされて、けれども、全編にわたって命の大切さというのが描かれているので、最終的には東京都の推奨に当たるんだろうなと判断いたしました。

一方で、『パリに見出されたピアニスト』のほうですけれども、ちょっと気になった描写がありまして、最初、この青年については、犯罪を犯して、でも、ピアノから離れることができなくて、最終的にはピアニストとして成功していくというストーリーではあるんですが、実際にこの音楽院で在籍をしているライバルが、ずっと努力をしている中で、突然入ってきた彼が音楽院の代表としてコンクールに出ていくというところや、その彼自身の取り組みについて美しく描いているのはよいのですが、実際のディレクターと奥さんのいさかい、そし

て別離につながるというところについては、ちょっとネガティブなイメージがあるのではないか。家族との関係の部分や継続した努力ではなくて才能の大切さという、ちょっとバランスの面で東京都の推奨映画とするには通俗的なところも含めて、課題があるのではないかというふうに思いまして、『パリに見出されたピアニスト』のほうは該当から私は外れると考えます。

『初恋ロスタイム』のほうについては、中学生、高校生両方対象でよろしいかと思えます。

○会長 では、C委員。

○C委員 『初恋ロスタイム』は、病気の女の子がロスタイム以外は、妙に元気はつらつとして、健康的なのは気になりましたけれども、若い二人が難病に立ち向かって頑張っていく姿を描いており、事務局案どおり推奨でよろしいと思えます。

『パリに見出されたピアニスト』は、ラスト近くであれだけ走っていきなり演奏し優勝してしまうってすごいなとか、一方で努力してきたライバルがかわいそうだななどと思いましたが、一時ぐれかかった若者が、ピアノに救われて更生していく物語ということで、事務局案どおり推奨でよろしいと思えます。

○会長 では、会長代理。

○会長代理 結論から言いますと、どちらも事務局案どおりで推奨でいいかと思えます。『初恋ロスタイム』のほうは、おもしろく観たんですけれども、一つひっかかったのは、この二人乗りのところで、パンフレットによりますと、テレビドラマなどでは二人乗りのシーンについては道交法違反のために厳禁されているそうです。ここは、ロスタイムの時間帯だからいいんだというような、何かそういう理屈づけなんです。もっとも、映画の中でも道交法違反だよねというせりふはあります。うるさいこと言うとちょっとひっかかるんですが、全体から言うと、いいのかなということで推奨でいいかと思えます。

それから、もう一つの『パリに見出されたピアニスト』ですが、私個人的にはクラシック音楽好きですし、大変おもしろく、よかったと思うんですが、ストーリーに不自然さを感じました。しかし、美しいものに対する感性を深める内容ですし、それから推奨理由の中で2番目、青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つものと、これにも該当するのではないかと思います。そういう意味で、美しいもの、音楽という美しいものに対する感性をみがき育てるということ、そして、教養を深めていく、そういう意味で推奨していいのではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。

最後に私ですが、私も『初恋ロスタイム』は正直ちょっと悩ましく、最初は、そもそもロスタイムというすごくファンタジーな世界がすんとこなくて、何を言いたいのかなと思いつながら観ていました。最後まで若い人たちが明るく未来を築いていくという意味では、幸せな気分とか夢を持てる気分、困難に立ち向かっていく、そういう点で青少年の励みにはなる映画かなという気はいたしました。一方、自転車の話など、正直迷っています。いい映画なんだけれど、東京都があえてというご意見を伺いながら、ひとまず保留にしたいと思います。

それから、2番目の『パリに見出されたピアニスト』は、音楽も大変感動しましたし、それから、確かに音楽の美しさもあるんですけど、中のいろいろなシーンの中で、幾ら能力があっても努力しないと成果は出ないんだということを先生がかなりきびしく指導されている点もあって、やはり高校生にはそういう目線も必要なのかなと思いました。2番でしたか、知識・教養を深めるような、そういうところにも寄与する映画だと思いました。したがって、ここは高校生から推奨するというところでお願いしたいと思います。

では、以上で皆様のご意見を伺ったところで、『初恋ロスタイム』については、ご覧になってない委員の方もいらっしゃるので事務局も数を確認してもらいたいのですが、推奨する委員の方は10名ですね。ご覧になっていない方、それから推奨しないという方もいらっしゃいますが、中学生以上で推奨するという方が大半です。皆様の意見を聞いてもう少し考え、違う意見を言っておきたいという方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 では、事務局案で推奨するというところで、答申をしたいと思います。

それから、『パリに見出されたピアニスト』につきましては、大方の方が推奨するというところでございますので、これも高校生以上推奨ということで、答申をしたいと思います。

それから、D委員から出ました、シーンがカットできるならば中学生以上がいいのではないかというお話がございましたが、事務局で何かご説明がございますか。

○若年支援課長 会社に対し、そういうご意見があったということを伝えたことは、これまでございません。難しいと考えております。

○会長 全体で一つの作品になっているので、難しいようには思いますね。対象区分は高校生以上ということでまとめたいと思います。

では、以上で2作品について答申を決めさせていただきました。

それで、事務局からほかの連絡事項、ございますか。

○若年支援課長 19ページをご覧いただきたいと存じます。

都民の申し出でございます。メールによる申し出が17件ございました。いずれも不健全図書に関するものでございます。17件のうちの2件につきましては、インターネット上でR15指定で公開されている小説が書籍化をされ、それがそのまま小学生、中学生向けのジュニア文庫として発売をされるが、内容的に援助交際を目指す話もあり、子供たちに読ませる内容としてふさわしくないのではないかという内容の申し出でございました。

事務局において、当該ジュニア文庫の内容を確認しましたところ、申し出にあるような援助交際等の描写は確認できなかったことから、条例施行規則第15条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断をいたしてございます。

また、17件のうちの、残りの15件につきましては、前回ご紹介させていただきました同じ図書類に関するものでございます。匿名での申し出ですが、内容等から考えますと同一の方からの申し出と推測されるものでございまして、本件につきましても前回同様、条例施行規則第15条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断をいたしてございます。

なお、次回の審議会に諮問予定の映画はございません。

以上です。

○会長 ただ今の事務局の説明について何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の調査審議事項は終了いたしますが、全体の中でご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、傍聴人の方が再入室されるため、図書名がわかる資料はしまってくださいようお願いいたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 傍聴人の方、1名増えてございまして3名になってございます。よろしくお願ひします。

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局から、ご説明をお願いいたします。

○若年支援課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する、不健全な図書類として指定す

ることが適当であるという答申となりました。

また、映画『初恋ロスタイム』及び『パリに見出されたピアニスト』につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

不健全図書のご告示予定日は、令和元年8月9日金曜日、推奨映画の公告予定日は、令和元年8月14日水曜日、プレス発表は不健全図書類のご告示日前日の令和元年8月8日木曜日となります。告示日及び告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内を申し上げます。

既にお配りしております今年度の審議会開催予定では、9月9日（月曜日）とご案内をしてございましたが、事務局の都合によりまして、9月13日（金曜日）の15時30分からの開催に変更させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。

今回は、9月13日（金曜日）の15時半でございますので、お間違えのないようよろしくお願いいたします。

では、本日はありがとうございました。

午後4時40分閉会